

はーと なび

社団法人 全国腎臓病協議会 〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 1-20-9 巣鴨ファーストビル3階
TEL03-5395-2631 FAX03-5395-2831

障害者自立支援法 地域生活支援事業 社保審「自立支援給付化検討すべき」

障害者自立支援法の見直しを審議してきた社会保障審議会障害者部会は、08年12月16日付報告書のなかで地域生活支援事業の一部を自立支援給付とすることを検討すべきであるとの見解を示しました。

地域生活支援事業は、全国一律の基準や利用料で障害者個人に対して給付を行う自立支援給付とは異なり、各地方自治体がその地域の特性や利用者状況に応じてサービスのあり方を柔軟に設定できる事業です。地域の実情に適したサービスが行われることが期待されていましたが、現実にはサービスの地域間格差を拡大させる原因になって

いるといわれています。この地域生活支援事業のなかには通院送迎にも関係のある移動支援事業が含まれます。移動支援事業はすべての自治体が必ず何らかのかたちで実施することが義務付けられている必須事業ですが、実施形態や規模は地域ごとに大きな開きがあります。

社保審の報告書は、「地域生活支援事業については（中略）各自治体が柔軟に実施すべきものではなく、全国一律の基準により、個人に対して給付される必要性の高いものについては、自立支援給付とすることについて検討すべきである」と述べています。

地方分権改革推進委員会 地方運輸局廃止を勧告

地方分権改革推進委員会は、08年12月8日付の同委員会第2次勧告のなかで国の出先機関の抜本的改革を提案し、地方運輸局についてもこれを廃止（新設の「地方振興局」に統合）、自家用有償運送に関する権限を各地方に委譲することを明記しました。これが実現化すれば、福祉有償運送の登録に関する事務・権限はそれぞれの地方自治体が有することになります。

また同勧告は、勧告内容をふまえたうえで具体化にむけた措置を進めるよ

う強く政府にもとめています。なお、政府は本年度中に今後の地方分権の具体的取り組みのスケジュール等を作成することを予定しています。

※地方分権改革推進委員会：地方分権改革推進に関する調査審議を目的に、平成19年に内閣府に設置された機関。内閣総理大臣に対し、地方分権改革推進計画の作成のための具体的な指針を勧告し、必要に応じて地方分権改革の推進に関する重要事項について意見を述べる役割を持ちます。

駐禁除外ステッカー 交付対象

身体障害3級の2、3及び4級が追加

〇8年12月18日、警察庁は警視庁ならびに各県警察等に対し、駐禁除外ステッカー（駐車禁止除外の標章）交付対象者の障害級別を「1級から4級までの各級」に変更することを通達しました（警察庁丁規発第106号、丁交指発第149号）。

駐禁除外ステッカーの交付対象基準は、一昨年に交付対象が車両から個人へ変更となった際に全国一律で障害の級別「1級から3級の1までの各級」と定められました。これによって、身体障害者手帳3級の2と3、および4級の障害者は原則的に交付を受けられないことになりました。このことを不合理として、昨年は多くの障害者団体等が「1級から4級までの各級」を交付対象範囲とするよう各県警察等に対して要請運動を展開してきました。その結果、警察庁は前述の通達を発するに至りました。

しかし、実際に身体障害者手帳4級の人が各地域の窓口でステッカーの交付を受けるためにはこの通達だけでは

不十分で、各県の公安委員会規則がこれに則ったかたちに変更される必要があります。ステッカーを必要とするすべての人に交付が行われるように、各県の公安委員会が早急な規則見直しを行うことが望まれます。

補足：駐禁除外ステッカーの交付基準

駐禁除外ステッカーの交付対象者は、各県の公安委員会規則によって定められています。そのため交付基準は各県ごとに異なっていたのですが、一昨年警察庁は警察庁丁規発第19号（丁交指発第11号）という通達で全国統一基準となる交付基準を発表し、これに各県の公安委員会規則を合致させるように指示しました。この通達によって、まちまちだった交付基準がおおむね全国一律になりました。ちなみに、身体障害者手帳の交付を受けている1級および3級の腎臓病患者は駐禁除外ステッカーの交付対象者になります。

ニュース・ファイル

- ・東京世田谷区「共同配車センター」運営主体のタクシー会社が撤退

世田谷区は、同区の共同配車センターの運営主体である福祉タクシー会社が3月末に運営から撤退することを公表しました。撤退の理由について同タクシー会社は、センター運営は当初から採算が思わしくなく、本業のタクシー業でその赤字を補填してきたが、今般の不況の影響でこれ以上収益性の低い事業を継続することができなくなったと説明しました。

- ・トヨタ自動車(株) トヨタ・ハイエースなどについて不適切な改造届出

トヨタ自動車(株)が販売した福祉車両（トヨタ・ハイエース及びレジアスエース）約1万5千台について適切な改造届出を行わずに車検証の交付を受けたものが流通していたことが明らかになりました。該当車両は車検証の記載内容の修正が必要であり、国はトヨタ側に車両使用者にダイレクトメール等でこの旨を伝えるなどの措置をとるよう指導しました。

各地のトピックス

島根県「無償」支援のモデル事業を計画 来年度開始予定

島根県は、実費ガソリン代のみを利用者負担とするボランティア移送を支援するモデル事業を来年度から始める方針を固めました。いわゆる「無償」と呼ばれる道路運送法上の登録等を要しない運送形態によるボランティア移送を県が支援し、そのボランティア移送によって過疎地交通の拡充を目指す計画です。県は移送団体に対し、使用車両購入費の3分の2、活動経費の2割を市町村を通じて助成することを決めており、県内の福祉有償運送団体数が伸び悩むなか、なんとかボランティア移送を活発化させたい考えです。

また、島根県では主な運営団体として自治会や農業法人などを想定していますが、腎友会も「タクシー会社が無いなど公共交通手段が乏しい地域で、市町村が活動団体として妥当だと認めれば、モデル事業の対象団体になり得る」と担当部局は説明しています。

☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆

福祉有償運送団体有志が民主党との意見交換会を開催

08年12月3日、竹田保日本移送・移動サービス地域ネット連合会理事長が呼びかけ人となり、全国から集まった福祉有償運送団体が民主党との意見交換会を開催しました。参加団体からは、移送支援分野の市民活動推進を目的とした法やすべての人の移動の権利を保障する新たな法制度の整備を求める声や、ユニバーサルタクシーの開発に関する提案など、様々な意見・要望が提起されたもようです。

主催した移送団体側ではこの意見交換会を1回限りのものではないとしており、今後も同様の意見交換会を継続し、また他党への呼びかけを並行して行うことで最終的には超党派の議員連盟の設立を目指す方針です。また、今回よせられた多様な要望を整理するためにも、近日中に2回目の会合を開催したいとしています。

☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆

事務局
より

第7回通院介護支援事業交流会の開催について

事務局より新年のご挨拶申しあげます。本年も「はーと・なび」をよろしくお願いいたします。

さて、本年は通院介護支援事業交流会の開催年です。第7回通院介護支援事業交流会の開催予定は右のとおりです。詳細は改めてご案内いたしますので、そちらをご覧ください。

第7回通院介護支援事業交流会

- ・日時
10月31日(土)～11月1日(日)
- ・会場
大森東急イン(東京都大田区)を予定
- ・対象者
各送迎実施団体、各県組織役員など
送迎団体立ち上げを検討する会員等